

30高教福第1006号

平成30年12月21日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

看護休暇に係る運用について（通知）

このことについて、暦年における看護休暇の最初の請求時点で、中学校就学前の子がいない職員については、被看護者の区分による付与日数が暦年5日を超えることがないことから、手続きの簡素化を図るため、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正等について」（平成22年6月29日付け22高教政第513号高知県教育長通知）の一部を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、貴管内の学校長に対し、下記のとおり取り扱うとともに教職員に周知するようご指導ください。

記

1 主な改正内容（別紙参照）

- （1）暦年の最初の請求時点で中学校就学の始期に達するまでの子がいない職員の看護休暇の請求については、看護休暇管理簿の作成を省略できることとしたもの。
- （2）その他所要の規定の整備を行うもの

2 施行日

平成31年1月1日

**【担当】**

高知県教育委員会事務局教職員・福利課  
人事企画担当 田上・安岡

TEL:088-821-4903 FAX:088-821-4725

平成 30 年 12 月 21 日  
教 職 員 ・ 福 利 課

## 看護休暇管理簿の取扱いの変更について

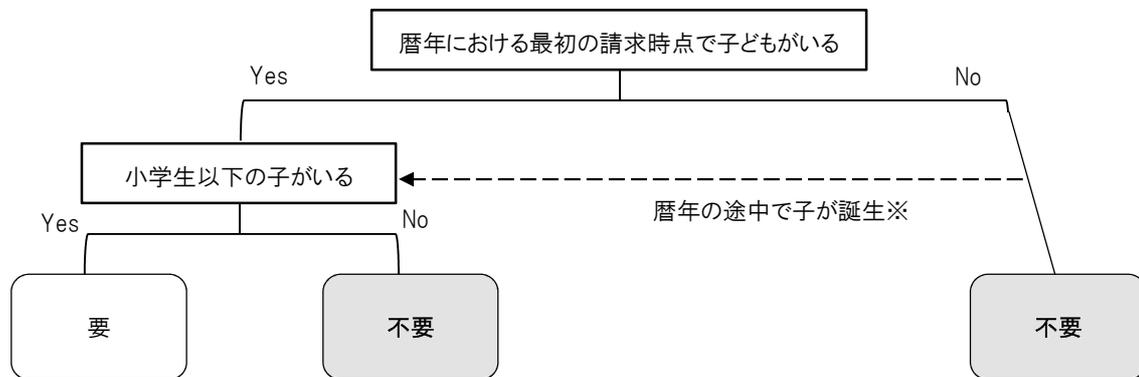
### ■改正のポイント

**平成 31 年 1 月 1 日から一部の職員については、看護休暇管理簿の省略が可能になりました。**

- 看護休暇を最初に請求する時点で小学生以下の子がいない場合は、看護休暇管理簿(以下「管理簿」という。)の作成を省略することが可能です。
- 小学生以下の子がいる場合は、被看護者の区分に関わらず、従前どおり管理簿の作成が必要です。

(例)小学生以下の子がいない職員が、親に係る看護休暇を請求→管理簿は不要。  
小学生以下の子がいる職員が、親に係る看護休暇の請求→管理簿が必要。

(イメージ図)



※看護休暇を既に取得している場合であって、子が誕生した以降に、看護休暇を請求する際は、付与日数が変わるため、管理簿を作成のうえ、当年中に既に取得した看護休暇の内容もあわせて記入すること。

### ○制度と運用のイメージ

対象となる者 (被看護者)	看 護 休 暇								
	ア: 小学校就学の始期に達するまでの子 (5日(最大10日))		イ: 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族 (アを除く。)(最大5日)				ウ: (ア又はイ-1を すべて取った場合) 中学校就学の始期に 達するまでの子 (最大2日)		
	ア-1	小学校就学前 (1人)	ア-2	小学校就学前 (2人以上)	イ-1	中学校就学前の子 (小学生)	イ-2	イ-1以外	
付与日数	暦年5日		暦年10日		暦年5日		暦年5日		暦年2日
システムへの 入力	要		要		要		要		要
管理簿への 記入	要		要		要		不要		要

### ○注意点

看護休暇を5日を超えて請求できるのは、小学生以下の子がいる職員のみです。

小学生以下の子がいる職員が看護休暇を請求する場合は、従前どおり看護休暇管理簿の作成が必要となりますので、休暇を請求する際に、勤務実績管理システムへの入力とあわせて、看護休暇管理簿を作成のうえ、承認を得てください。

## 新 旧 対 照 表

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正等について（平成 22 年 6 月 29 日付け 22 高教政第 513 号高知県教育長通知）  
最終改正 平成 30 年 12 月 21 日付け 30 高教福第 1006 号高知県教育長通知

新	旧
<p>本文 略</p> <p>別記 1</p> <p>○看護休暇について</p> <p>1 略</p> <p>2 申請手続き 所定の「休暇承認願」又は<u>勤務実績管理システム</u>にて申請すること。 「休暇承認願」の事由欄又は<u>勤務実績管理システム</u>の看護休暇に係る入力画面の「被看護者の続柄及び負傷・疾病等の内容」欄に被看護者の続柄、負傷・疾病等の内容を簡潔に記入すること。また、「休暇承認願」を使用する場合は、事由欄に休暇の名称も記入すること。</p> <p>3 運用上の留意事項</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 看護休暇の付与日数は、休暇取得時の被看護者の人数によって変更になる場合があるため、学校長等は休暇取得時において被看護者の人数変更の有無等について職員に確認のうえ承認すること。</p> <p><u>(7) 看護休暇の付与日数は、勤務実績管理システムで管理できないため、学校長は「看護休暇管理簿」(別記第 1 号様式)で付与日数、残日数等を確認のうえ承認すること。ただし、暦年の最</u></p>	<p>本文 略</p> <p>別記 1</p> <p>○看護休暇について</p> <p>1 略</p> <p>2 申請手続き 所定の「休暇承認願」又は<u>総務事務集中化システム</u>にて申請すること。 「休暇承認願」の事由欄又は<u>総務事務集中化システム</u>の看護休暇に係る入力画面の「被看護者の続柄及び負傷・疾病等の内容」欄に被看護者の続柄、負傷・疾病等の内容を簡潔に記入すること。また、「休暇承認願」を使用する場合は、事由欄に休暇の名称も記入すること。</p> <p>3 運用上の留意事項</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 看護休暇の付与日数は、休暇取得時の被看護者の人数によって変更になる場合があるため、学校長等は休暇取得時において被看護者の人数変更の有無等について職員に確認のうえ承認すること。 <u>また、看護休暇の付与日数は、学校長が「看護休暇管理簿」(別記第 1 号様式)で付与日数、残日数等を確認のうえ承認すること。</u></p>

初の請求時点において、中学校就学の始期に達するまでの子がいない職員が看護休暇を請求する場合は、「看護休暇管理簿」の作成を省略することができることとし、以降の請求についても同様の取扱いとする。

(8) (7)ただし書の規定にかかわらず、暦年中に中学校就学の始期に達するまでの子が生じ、かつ、看護休暇を請求する場合には、既に取得済みの看護休暇の内容を含め、「看護休暇管理簿」に記入することとし、以降の請求についても、「看護休暇管理簿」により付与日数等を管理すること。

(9) 略

別記2 略

(7) 略

(8) 平成22年に取得できる日数については、改正前に取得した日数を差し引いた日数となるため、所属長は施行日前に取得している日数を総務事務集中化システム又は「休暇承認願」等で確認のうえ、残日数等の管理をすること。

別記2 略

**参考** 改正後溶け込み

改正箇所 アンダーライン太字

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正等について

(平成 22 年 6 月 29 日付け 22 高教政第 513 号高知県教育長通知)

最終改正 平成30年12月21日付け 30高教福第1006号高知県教育長通知

本文 略

別記 1

○看護休暇について

1 看護休暇の内容

(1) ア 職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）が負傷又は疾病等の事由により看護（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、他に看護可能な家族がいる場合であっても、子の看護を行う必要があり、実際にその看護に従事するときは、暦年 5 日（小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間単位の特別休暇を与えるものであること。

イ 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるときは、暦年 5 日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間単位の特別休暇を与えるものであること。

ウ ア又はイにより暦年につき定められた期間のすべてについて承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、他に看護可能な家族がいる場合であっても、子の看護を行う必要があり、実際にその看護に従事するときは）、暦年 2 日を超えない範囲内でその都度必要があると認める日又は時間単位の特別休暇を与えるものであること。

エ 平成 22 年に取得できるア～ウの日数については、改正前に取得した日数を差し引いた日数となる。

## 2 申請手続き

所定の「休暇承認願」又は勤務実績管理システムにて申請すること。

「休暇承認願」の理由欄又は勤務実績管理システムの看護休暇に係る入力画面の「被看護者の続柄及び負傷・疾病等の内容」欄に被看護者の続柄、負傷・疾病等の内容を簡潔に記入すること。また、「休暇承認願」を使用する場合は、理由欄に休暇の名称も記入すること。

## 3 運用上の留意事項

- (1) 「二親等以内の血族及び姻族」とは、父母、子、祖父母、孫及び兄弟姉妹のことであり、同居、別居を問わないものであること。
- (2) 「職員以外に看護者がいないと認められるとき」とは、共働き等で現実に職員以外に看護をする者がいない場合のほか、急病、通院・入院の看護等で職員による看護が適当であると認められる場合も含むものであること。
- (3) 1時間を単位として与えた当該休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とするものであること。

ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを単位として与えるものであること

- (4) 看護休暇を一定の期間を定めて与える場合の期間の換算については、当該期間に時間外代休時間が指定された勤務日等並びに休日及び代休日は含めないものであること。
- (6) 看護休暇の付与日数は、休暇取得時の被看護者の人数によって変更になる場合があるため、学校長等は休暇取得時において被看護者の人数変更の有無等について職員に確認のうえ承認すること。

(7) 看護休暇の付与日数は、勤務実績管理システムで管理できないため、学校長は「看護休暇管理簿」（別記第1号様式）で付与日数、残日数等を確認のうえ承認すること。ただし、暦年の最初の請求時点において、中学校就学の始期に達するまでの子がいない職員が看護休暇を請求する場合は、「看護休暇管理簿」の作成を省略することができることとし、以降の請求についても同様の取扱いとする。

(8) (7)ただし書の規定にかかわらず、暦年中に中学校就学の始期に達するまでの子が生じ、かつ、看護休暇を請求する場合においては、既に取得済みの看護休暇の内容を含め、「看護休暇管理簿」に記入することとし、以降の請求についても、「看護休暇管理簿」により付与日数等を管理すること。

- (9) 「看護休暇管理簿」は学校長が保管すること。なお、暦年中に所属異動のあった職員の「看護休暇管理簿」は、旧学校長等より新学校長等に引き継ぐこと。（旧所属の学校長はコピーを保管しておくこと。）

看護休暇管理簿(平成●●年)

所 属			職 名	氏 名
平成●●年1月1日	平成●●年4月1日	年 月 日	主 幹	高知 太郎
総務福利課	行政管理課			

○ 子の状況

氏 名	続柄	生年月日	年齢	備 考
高知 一子	長女	●年1月 4 日	12歳	4月1日から中学校就学
高知 二子	二女	●年5月 5 日	6歳	4月1日から小学校就学
高知 一郎	長男	●年5月 6 日	3歳	
高知 二郎	二男	●年8月 1 日	0歳	8月1日出生
		年 月 日		
		年 月 日		

注) 出生や小学校就学の始期に達するなど適宜加筆修正をすること。

○付与日数

休暇取得種別	変更日	子の数	付与日数	変更理由	備 考
ア 小学校就学の始期に達するまでの子に係る分	1月 1日	2人	10日		
	4月 1日	1人	5日	二女小学校就学	
	8月 1日	2人	10日	二男出生	
	月 日	人	日		
ウ 中学校就学の始期に達するまでの子に係る分	1月 1日	3人	2日		
	4月 1日	2人	2日		
	8月 1日	3人	2日		
	月 日	人	日		

○休暇取得期間等

被看護者、休暇取得期間 等				休暇取得種別						備 考	確認者欄(印又はサイン)	
被看護者名	続柄	休暇取得期間	取得日(時間)数	休暇取得種別(ア～ウ)	ア 小学校就学の始期に達するまでの子に係る分		イ 職員(の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族(アの子を除く。)に係る分)		ウ 中学校就学の始期に達するまでの子に係る分(ア又はイのすべての承認を受けた後のみ取得可)			
					付与日数	残日(時間)数	付与日数	残日(時間)数	付与日数	残日(時間)数		
(D)				(A)	(A) - (Dのアの合計)	(B)	(B) - (Dのイの合計)	(C)	(C) - (Dのウの合計)			
高知 一郎	長男	1月 8日 時 分から 1月 9日 時 分まで	2日 時間 分	ア	10日	8日 時間 分	日	日 時間 分	日	日 時間 分		土佐
高知 葵子	妻	2月 1日 時 分から 月 日 時 分まで	1日 時間 分	イ	日	日 時間 分	5日	4日 時間 分	日	日 時間 分		土佐
高知 二子	二女	3月1日 8時30分から 3月2日 14時30分まで	1日 5時間 分	ア	10日	6日 2時間 45分						
高知 一郎	長男	4月 2日 時 分から 月 日 時 分まで	1日 時間 分	ア	5日	4日 時間 分						
高知 二郎	二男	10月 2日 時 分から 月 日 時 分まで	1日 時間 分	ア	10日	4日 2時間 45分						
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分						
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分						
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分						
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分						
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分						
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間 分		日	日 時間 分						

・二女の小学校入学によりアの区分の対象者が長男のみになったことから、付与日数(取得上限日数)は5日に減少する。  
・3月31日時点の残日数は6日2時間45分であり、4月1日時点での付与日数(取得上限日数)5日を上回っていることから、付与日数は5日となり、残日数は5日-1日=4日となる。

・二男の誕生により、アの区分が2人以上となることから、付与日数(取得上限日数)が10日となる。  
・残日数は10日-(2日+1日5時間+1日+1日)=4日2時間45分となる。

30高教福第1006号の2  
平成30年12月27日

各市町村（学校組合）教育長 様

教職員・福利課長

看護休暇に係る運用の取扱いについて（通知）

看護休暇に係る運用については、平成30年12月21日付け30高教福第1006号高知県教育長通知にてお知らせしたところです。

従来、暦年ごとに看護休暇管理簿を全員分作成することが望ましいとしておりましたが、今回の通知の主旨を鑑みて、また、事務処理負担の軽減かつ業務改善の点からも、看護休暇管理簿の作成について下記のとおり見直すこととしました。

つきましては、貴管内の学校長に対し、適正な管理と運用に努めるようご指導ください。

記

- 1 従来とおり暦年ごとに看護休暇管理簿を全員分作成することが望ましいが、請求があった時点で作成することも可とする。
- 2 短期介護休暇管理簿についても主旨を鑑みて、同様の扱いとする。

**【担当】**

高知県教育委員会事務局教職員・福利課  
人事企画担当 田上・安岡

TEL:088-821-4903 FAX:088-821-4725